

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○落札者の決定	(税務課) 289
○随意契約の相手方の決定	() 290
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(地域福祉推進課) 〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	() 〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更	() 〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	() 291
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定	() 292
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	() 〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定	() 〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	() 〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更	() 293

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止	(地域福祉推進課) 293
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定	() 294
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止	() 〃
○保安林の指定予定	(丹後広域振興局) 〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	(中丹広域振興局) 295

公 告

○土地改良区役員の就任届	(丹後広域振興局) 〃
○土地改良区の定款変更の認可	(南丹広域振興局) 〃
○府営土地改良事業の工事完了	(中丹広域振興局) 〃
○令和6年度狩猟免許試験の実施	(農村振興課) 296
○令和6年度狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習の実施	() 297
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所) 299

公 安 委 員 会

○警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示の一部改正	〃
--	---

告 示

京都府告示第211号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 業務の名称及び数量
京都府税務支援システム用機器の賃貸借等 一式

- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部税務課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 落札決定日
令和6年4月1日
- 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
- 落札金額
150,904,380円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和6年1月26日

京都府告示第212号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 委託業務の名称及び数量
京都府税務支援システム運用等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部税務課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 契約日
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社京都支社
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
- 5 契約金額
105,707,580円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
医療法人翔悠会ONE CLINIC	福知山市駅前町336	医療法人翔悠会	令 6. 4. 1
訪問看護空	宇治市羽拍子町76の19 ダイカイプラザ2-D	株式会社アグネーゼ	6. 2. 1
洛和会訪問看護ステーション亀岡千代川	亀岡市千代川町小林北ノ田13の29	社会福祉法人洛和福祉会	6. 4. 1
みやこ薬局城陽店	城陽市富野西垣内5の1	みやこ薬局株式会社	〃
訪問看護ステーションCura	向日市寺戸町久々相8の2 パレHSP206	合同会社RIRIKA	6. 2. 1
つつじ薬局	京田辺市興戸東垣内82の2	株式会社トリニティー	6. 3. 1
村西循環器クリニック	相楽郡精華町狛田1丁目13の16	村西 菜苗	6. 4. 1
医療法人柳沢活道ヶ丘診療所たけうちファミリークリニック	〃 〃 〃 2丁目5の5	医療法人柳沢活道ヶ丘診療所	〃
こまだゆう薬局	〃	株式会社京都南調剤薬局	〃
狛田駅前ゆう薬局	相楽郡精華町狛田1丁目13の16 スーパーサンフレッシュ狛田駅前モール	〃	〃

京都府告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
廣瀬診療所	向日市上植野町上川原8の8	廣瀬 俊太	令 3. 7. 27
つつじ薬局	京田辺市興戸東垣内82の2	株式会社ネクス	6. 2. 29

京都府告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者		サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
新	株式会社ユニスマイル	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	ファーコス薬局はたご	亀岡市古世町3の23の1	令 4. 4. 1
旧	株式会社ファーコス				



京都府告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
人見 洋一	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	人見医院	福知山市堀2685	令 3. 12. 31
坂根 英弥	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	坂根医院	舞鶴市愛宕浜町1の5	元. 12. 31
廣部 修	〃	ヒロベ薬局	〃 字浜334	4. 12. 31
廣瀬 俊太	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	廣瀬診療所	向日市上植野町上川原8の8	3. 7. 27
法貴 和子	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	法貴薬局	〃 物集女町豆尾28の4	4. 3. 31
猪谷 孟雄	〃	猪谷内科医院	長岡京市長岡2丁目8の17	4. 6. 1
医療法人社団堀口医院	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	医療法人社団堀口医院	〃 開田3丁目6の19	4. 12. 10
朝井 洋文	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	新朝日薬局	八幡市男山泉18の13	4. 7. 27
吉川 純弘	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	吉川医院	木津川市木津雲村151	4. 4. 13
有限会社フォーツリーズ	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	メイプル薬局	〃 吐師字宮の前15の8	4. 9. 30



京都府告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
古橋 広樹	二条城北鍼灸・指圧マッサージ院	京都市上京区中務町486の129 コスモガーデン二條103	令 6. 3. 1
石井 紀旺彦	ゆずの手鍼灸マッサージ院	〃 南区久世上久世町820の2	6. 3. 4
長尾 悟	〃	〃	〃
中西 秀章	実現治療院八幡市店	八幡市橋本東浄土ヶ原16の1の101	6. 3. 18
山田 彩紀子	まっすぐ機能訓練・マッサージセンター枚方	枚方市渚西1の5の17三熊ハイツ渚2号208	6. 3. 21



京都府告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止年月日
廣瀬 俊彦	フレアス在宅マッサージ京都右京区施術所	京都市右京区嵯峨明星町22 コーポ車折202	令 5. 7. 31
山本 涼	フレアス京都右京区施術所	〃	〃
廣瀬 俊彦	TOSHI整骨院	向日市上植野町上川原8の8 廣瀬診療所2F	4. 11. 30
齊藤 博貴	宮ノ後鍼灸整骨院	久世郡久御山町林宮ノ後66の12	6. 2. 29
齊藤 洋子	〃	〃	〃
西野 智史	〃	〃	平 26. 12. 31



京都府告示第219号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指 定年月日
医療法人翔悠会ONE CLINIC	福知山市駅前町336	医療法人翔悠会	令 6. 4. 1
訪問看護空	宇治市羽拍子町76の19ダイカイプラザ2-D	株式会社アグネーゼ	6. 2. 1
洛和会訪問看護ステーション亀岡千代川	亀岡市千代川町小林北ン田13の29	社会福祉法人洛和福祉会	6. 4. 1
みやこ薬局城陽店	城陽市富野西垣内5の1	みやこ薬局株式会社	〃
訪問看護ステーションCura	向日市寺戸町久々相8の2 パレHSP206	合同会社RiRiKa	6. 2. 1
つつじ薬局	京田辺市興戸東垣内82の2	株式会社トリニティー	6. 3. 1
村西循環器クリニック	相楽郡精華町狛田1丁目13の16	村西 菜苗	6. 4. 1
医療法人柳沢活道ヶ丘診療所たけうちファミリークリニック	〃 〃 〃 2丁目5の5	医療法人柳沢活道ヶ丘診療所	〃
こまだゆう薬局	〃	株式会社京都南調剤薬局	〃
狛田駅前ゆう薬局	相楽郡精華町狛田1丁目13の16 スーパーサンフレッシュ狛田駅前モール	〃	〃



京都府告示第220号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	廃 止年月日
廣瀬診療所	向日市上植野町上川原8の8	廣瀬 俊太	令 3. 7. 27
つつじ薬局	京田辺市興戸東垣内82の2	株式会社ネクサス	6. 2. 29

京都府告示第221号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
新 株式会社ユニスマイル	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	ファーコス薬局はたご	亀岡市古世町3の23の1	令
旧 株式会社ファーコス				4. 4. 1

京都府告示第222号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
人見 洋一	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	人見医院	福知山市堀2685	令 3. 12. 31
坂根 英弥	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	坂根医院	舞鶴市愛宕浜町1の5	元. 12. 31
廣部 修	〃	ヒロベ薬局	〃 字浜334	4. 12. 31
廣瀬 俊太	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	廣瀬診療所	向日市上植野町上川原8の8	3. 7. 27
法貴 和子	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	法貴薬局	〃 物集女町豆尾28の4	4. 3. 31
猪谷 孟雄	〃	猪谷内科医院	長岡京市長岡2丁目8の17	4. 6. 1
医療法人社団堀口医院	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	医療法人社団堀口医院	〃 開田3丁目6の19	4. 12. 10

朝井 洋文	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	新朝日薬局	八幡市男山泉18の13	4. 7. 27
吉川 純弘	訪問看護・居宅療 養管理指導・介護 予防訪問看護・介 護予防居宅療養管 理指導	吉川医院	木津川市木津雲村151	4. 4. 13
有限会社フォーツリー ズ	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	メイプル薬局	〃 吐師字宮の前15の8	4. 9. 30



京都府告示第223号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
古橋 広樹	二条城北鍼灸・指圧マッサージ院	京都市上京区中務町486の129 コスモガーデン二條103	令 6. 3. 1
石井 紀旺彦	ゆずの手鍼灸マッサージ院	〃 南区久世上久世町820の2	6. 3. 4
長尾 悟	〃	〃	〃
中西 秀章	実現治療院八幡市店	八幡市橋本東浄土ヶ原16の1の101	6. 3. 18
山田 彩紀子	まっすぐ機能訓練・マッサージセンター枚方	枚方市渚西1の5の17 三熊ハイツ渚2号208	6. 3. 21



京都府告示第224号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
廣瀬 俊彦	フレアス在宅マッサージ京都右京区施術所	京都市右京区嵯峨明星町22 コーポ車折202	令 5. 7. 31
山本 涼	フレアス京都右京区施術所	〃	〃
廣瀬 俊彦	TOSHI整骨院	向日市上植野町上川原8の8 廣瀬診療所2F	4. 11. 30
齊藤 博貴	宮ノ後鍼灸整骨院	久世郡久御山町林宮ノ後66の12	6. 2. 29
齊藤 洋子	〃	〃	〃
西野 智史	〃	〃	平 26. 12. 31



京都府告示第225号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

与謝郡与謝野町字上山田小字薬師谷1040から1042まで、1043の1、1043の2、1044、1044の1、1045、1046の2、1046の5、小字ヲーカイ7069の1、7075の1、小字ヒガシ7080、7081、7087の3、小字ヤクシ7088、7088の2から7088の4まで、7090の1、7090の2、7090の2の1、7090の2の2、7092、7093、7093の2（次の図に示す部分に限る。）、7094の3、7095、7097、7097の1、7099、7099の1、7102から7104まで、7104の1、7104の2、7105、7105の1、7106、7107（次の図に示す部分に限る。）、7108の1、7108の3、7108の4、7109、7109の1から7109の4まで、7110（次の図に示す部分に限る。）、7110の2、7110の3、7111の

1、小字四ツ谷7113の5、7115の5、7116、7125の5
 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 小字薬師谷1040から1042まで・1043の1・1043の2・1045・1046の2・小字ヒガシ7087の3・小字ヤクシ7105の1・7108の4・7109の3・7111の1・小字四ツ谷7125の5（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)

京都府告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年4月26日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 舞鶴市（次の図に示す部分に限る。）
 2 保安林として指定された目的
 水源の^{かん}涵養
 3 変更後の指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 舞鶴市（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)

公 告

丹後土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年4月26日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員（理事）

住 所	氏 名
京丹後市大宮町下常吉343	東 田 真 希

2 就任役員（監事）

住 所	氏 名
京丹後市峰山町荒山781	荻 野 正 樹

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、丹波町土地改良区の定款の変更を令和6年4月16日認可した。

令和6年4月26日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

次の地区の府営土地改良事業の工事は、完了した。

令和6年4月26日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

地 区	工事完了年月日
豊 富 用 水 路	令 5. 3. 8
大 内 山 田 奥 池	6. 3. 14



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、令和6年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験の日時及び場所

	試験の種類	日 時	場 所
第1回	知識試験、 適性試験及 び技能試験	令和6年7月 9日（火） 午前9時30分	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売 通新町西入藪ノ内町
第2回		令和6年7月 26日（金） 午前9時30分	綾部市市民センター （あやべ・日東精工ア リーナ） 綾部市西町三丁目南 大坪39の10
第3回		令和6年7月 30日（火） 午前9時30分	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売 通新町西入藪ノ内町
第4回		令和6年9月 14日（土） 午前9時30分	綾部市市民センター （あやべ・日東精工ア リーナ） 綾部市西町三丁目南 大坪39の10
第5回		令和6年9月 29日（日） 午前9時30分	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売 通新町西入藪ノ内町

2 試験科目

(1) 知識試験（筆記試験）

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具に関する知識
- ウ 鳥獣に関する知識
- エ 鳥獣の保護及び管理に関する知識

(2) 適性試験

狩猟に関する適性の有無を判定するため、視力、

聴力及び運動能力について行う。

(3) 技能試験

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測について行う（技能試験は、知識試験及び適性試験に合格した者でなければ受験することができない。）。

3 受験資格

京都府内に住所を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

4 狩猟免許の申請手続

(1) 申請用紙の配布及び申請書の提出先

各京都府総合庁舎内の総合案内・相談コーナー及び京都府京都林務事務所において行う（郵送による申請の受付は、行わない。）。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月25日（火）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	午前8時30分から 午後5時まで（正 午から午後1時ま でを除く。）
第2回	令和6年5月27日（月）から 令和6年7月12日（金）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第3回	令和6年5月27日（月）から 令和6年7月16日（火）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）	
第4回	令和6年5月27日（月）から 令和6年8月30日（金）まで （日曜日、土曜日、祝日及び 休日を除く。）	
第5回	令和6年5月27日（月）から 令和6年9月13日（金）まで （日曜日、土曜日、祝日及び 休日を除く。）	

(3) 申請書の添付書類等

ア 写真（申請書提出前6箇月以内に撮影した正面・上三分身・無帽・無背景で、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項（第1号に係る部分に限る。）に規定する許可に係る許可証の写し（当該許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書）

ウ 住民票の写し又は現住所を確認することができる本人確認書類（個人番号カード（通知カードを含む。）、運転免許証、健康保険証及び公共料金請求書）の写し。ただし、申請窓口においてこれらの書類を提示した場合は、添付を省略することが

できる。
 (4) 申請手数料
 5,200円。ただし、法第49条各号のいずれかに該当する者は、3,900円。いずれの場合も所定の額の京都府納付済証を申請書に貼付すること。複数の狩猟免許を受けようとする者は、免許の種類ごとに免許申請手数料を要する。

5 試験の一部免除
 現に受けている狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識、鳥獣の保護及び管理に関する知識を免除する。

6 試験についての問合せ先
 京都府農林水産部農村振興課、各京都府広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府京都林務事務所



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第2項の規定により、令和6年度狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和6年4月26日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

1 適性検査及び講習の日及び場所

	日 時 (受付開始時間)	場 所
第1回	令和6年6月27日 (木) 9時	京都府立口丹波勤労者福祉会館 南丹市八木町西田金井島9
第2回	令和6年6月29日 (土) 9時30分	木津川市山城総合文化センター 木津川市山城町平尾前田24
第3回	令和6年7月1日 (月) 9時	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町
第4回	令和6年7月3日 (水) 13時30分	京都市京北合同庁舎大会議室 京都市右京区京北周山町上寺 田1の1
第5回	令和6年7月3日 (水) 9時	与謝野町勤労者総合福祉センター(野田川わーくぱる) 与謝郡与謝野町字四辻161
第6回	令和6年7月5日 (金) 9時	京丹波町中央公民館 船井郡京丹波町蒲生野口38

第7回	令和6年7月6日 (土) 9時	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町
第8回	令和6年7月6日 (土) 13時30分	市民交流プラザふくちやま 福知山市駅前町400
第9回	令和6年7月7日 (日) 9時	京都府山城広域振興局宇治総合 庁舎 宇治市宇治若森7の6
第10回	令和6年7月10日 (水) 13時30分	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町
第11回	令和6年7月10日 (水) 13時30分	舞鶴市中総合会館 舞鶴市宇余部下1167
第12回	令和6年7月11日 (木) 13時30分	長岡京市中央公民館F2講座室 長岡京市天神4丁目1番1号
第13回	令和6年7月16日 (火) 13時30分	綾部市市民センター(あやべ・ 日東精工アリーナ) 綾部市西町三丁目南大坪39の 10
第14回	令和6年7月17日 (水) 9時	京都府庁第3号館 京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町
第15回	令和6年7月17日 (水) 13時30分	〃
第16回	令和6年7月18日 (木) 13時30分	市民交流プラザふくちやま 福知山市駅前町400
第17回	令和6年7月20日 (土) 9時	京都府南丹広域振興局亀岡総合 庁舎 亀岡市荒塚町1の4の1
第18回	令和6年7月20日 (土) 13時30分	〃
第19回	令和6年7月27日 (土) 9時	京都府山城広域振興局田辺総合 庁舎 京田辺市田辺明田1
第20回	令和6年8月24日 (土) 9時	アグリセンター大宮 京丹後市大宮町口大野228の 1
第21回	令和6年8月24日 (土) 9時	京都府山城広域振興局宇治総合 庁舎 宇治市宇治若森7の6

2 適性検査及び講習を受けられる資格
 京都府内に住所を有し、有効期限が令和6年9月14日までの交付免状を所持している者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第52条第2項各号（狩猟免許の取消し等）及び第87条（狩猟免許の失効）の規定に該当する者を除く。

3 適性検査及び講習の内容

(1) 適正検査

狩猟に関する適性の有無を判断するため、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 講習

ア 科目

(ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令

(イ) 鳥獣の保護及び管理に関する知識

(ウ) 鳥獣の判別

(エ) 猟具の取扱い

イ 時間

3時間程度

4 狩猟免許更新の申請手続

(1) 申請用紙の配布及び申請書の提出先

各京都府総合庁舎内の総合案内・相談コーナー及び京都府京都林務事務所において行う（郵送による申請の受付は、行わない。）。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月13日（木）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第2回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月14日（金）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第3回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月17日（月）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第4回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月19日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第5回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月19日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第6回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月21日（金）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	
第7回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月21日（金）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	

第8回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月21日（金）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第9回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月24日（月）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第10回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月26日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第11回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月26日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第12回	令和6年5月27日（月）から 令和6年6月27日（木）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第13回	令和6年5月27日（月）から 令和6年7月2日（火）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第14回	令和6年5月27日（月）から 令和6年7月3日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第15回	令和6年5月27日（月）から 令和6年7月3日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第16回	令和6年5月27日（月）から 令和6年7月4日（木）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第17回	令和6年5月27日（月）から 令和6年7月5日（金）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第18回	令和6年5月27日（月）から 令和6年7月5日（金）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第19回	令和6年5月27日（月）から 令和6年7月12日（金）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
第20回	令和6年5月27日（月）から 令和6年8月9日（金）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）
第21回	令和6年5月27日（月）から 令和6年8月9日（金）まで （日曜日、土曜日及び祝日を 除く。）

午前8時30分から
午後5時まで（正
午から午後1時ま
でを除く。）

- (3) 申請書の添付書類等
 - ア 写真（申請書提出前6箇月以内に撮影した正面・上三分身・無帽・無背景で、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）
 - イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項（第1号に係る部分に限る。）に規定する許可に係る許可証の写し（当該許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書）
 - ウ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適性検査の免除を申請する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した狩猟について必要な適性を有することを確認した旨の書面（狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面）
- (4) 狩猟免許更新手数料
2,900円（京都府納付済証を申請書に貼付すること。）
- 5 適性検査及び講習についての問合せ先
京都府農林水産部農村振興課、各京都府広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府京都林務事務所



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年4月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市槇島町大幡29の1の一部、29の4の一部、29の5から29の7まで
（関連区域）
宇治市槇島町大幡26の4の一部、北内127の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
久世郡久御山町佐山榎池33の4
株式会社京都住宅建設

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第70号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示（昭和41年京都府公安委員会告示第33

号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年4月26日

京都府公安委員会

委員長 増 田 壽 幸

「1,216円」を「1,236円」に、「朝食及び昼食405円、夕食406円」を「朝食、昼食及び夕食412円」に改める。